

冬の道の交通事故防止のポイント!!

冬季になると、平野部でも雪が積もることがあります。平常時とは違い、いわゆる「冬型事故」が起きることが多くなってきます。冬道を運転する際の方法や注意点を知り、事故やトラブルなく走行しましょう。

～雪道走行の心得～

1 割以上の減速

2 倍以上の車間距離

3 つの急操作を避ける



いつもの
2倍以上



操作が十分間に合う速度に落として走ることで、余裕を持って運転できます。

滑ってしまうと、なかなか止まれません。車間距離を十分とっておけば、後方から追突された場合にも玉突き事故を防ぐ効果があります。

POINT

運転操作はゆっくりと!!

- 発進・・・アクセルの踏み込みはゆっくりと。
- ハンドル・・・カーブや交差点での減速は早めに、ハンドル操作はゆっくり切る。
- ブレーキ・・・優しく数回に分けてブレーキを踏み、下り坂ではエンジンプレーキを。



～出発前の準備～

時間は余裕を持って計画しましょう。無理に運転せず、大雪の時はできる限り外出を控えることも考えましょう。

情報収集

気象情報や道路状況をチェック!!



給油

長時間の渋滞などに備え燃料は満タンにしておく。



その他

準備しておくことで安心感が高まります。

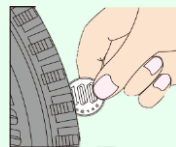


タイヤ交換

製造年月日、空気圧、残り溝が50%以上になっているか確認。



スタッドレスタイヤの準備は大丈夫ですか？
100円玉で冬タイヤの寿命をチェックできます。



「100」の文字がタイヤに直角になるように溝に差し込みます。この時に「1」が見えたら残り溝は5mmですので、そろそろ交換の時期です。

溝が減っていると、制動距離が長くなります。使用してなくても経年劣化が起こります。



約10mm 新品タイヤ (※製品により違いあり)
残り5mm 危険!! タイヤ交換を!

※タイヤは残り溝の深さ1.6mmまでと法律で定められています。

※その他、ひび割れや偏った摩耗がある場合は交換しましょう。

三重県では、積雪・凍結時を運転する運転者の遵守事項が定められています。

三重県道路交通法施行細則 16条第5号

積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン、スノータイヤその他の有効なすべり止めの措置を講じないで自動車(二輪の自動車を除く。)を運転しないこと。(罰則 道路交通法第120条・第1項・第9号：5万円以下の罰金)

飲酒運転!! 「絶対にしない、させない、許さない!!」



飲酒運転による悲惨な交通事故を防ぐためには、運転者本人だけでなく周囲の人が、「飲酒運転をさせない」ことも重要です。飲酒による事故の被害者や加害者にさせないように、社会全体で意識を高める必要があります。

酔いの段階

飲酒時は、安全な行動に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下します。

ほろ酔い期

- ・手の動きが活発
- ・抑制が取れる(理性が失われる)
- ・体温が上がる
- ・脈が速くなる



酩酊期

- ・千鳥足になる
- ・何度も同じことをしゃべる
- ・呼吸が速くなる
- ・吐き気やおう吐がおこる



泥酔期

- ・まともに立てない
- ・意識がはっきりしない
- ・言語がめちゃめちゃになる



昏睡期

- ・ゆり動かしても起きない
- ・呼吸はゆっくり深い
- ・命に危険が及ぶ可能性



飲酒運転!!

運転者本人も運転者以外も厳しく処罰されます!!

車両の提供者



酒類の提供者



車両の同乗者



車 も自転車 も飲酒運転は違法です!!



自転車の飲酒運転禁止の罰則強化!!

～「酒気帯び運転」にも罰則が適用～ 令和6年11月1日 道路交通法の改正

酒気帯び運転および同ほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



「酒気帯び」運転は、自転車運転者講習制度の対象になります。

- 罰則 違反者**
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 罰則 自転車の提供者**
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 罰則 酒類の提供者・同乗者**
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

三重県交通安全研修センター セーフティプラザみえ

- ◇ 開館時間 午前9:30～午後4:30 ☆ご利用には予約が必要です☆
- ◇ 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- < 所在地 > 津市垂水2566 三重県運転免許センター4階
- < TEL > 059-224-7721 < FAX > 059-224-7641

ホームページ <http://www.safetyplaza-mie.com>

